

久我家と当道座

國學院大學教授 今江 廣道

司会・東京国立博物館 企画課長 安藤 孝一
 日時・五月十八日〔土〕一三：三〇―一五：〇〇
 会場・東京国立博物館別館大講堂

司会

引き続きまして講師の先生の紹介をさせていただきます。國學院大學教授の今江廣道先生でございますが、先生は大阪府のご出身で、昭和五年にお生まれになりました。昭和二十七年に國學院大學を卒業され、翌昭和二十八年から五十九年まで宮内庁の書陵部にご勤務になり、そのあと國學院大學の教授とられました。日本中世史がご専攻でございます。今回の「久我家文書」特別展観の開催実行委員会の副委員長をされており、「久我家文書」特別展観の「図録」の解説などを担当されております。それでは先生よろしくお願いいたします。

講演

ただいまご紹介にあずかりました今江でございます。林先生の話はなかなか面白くて、本当はずっとやっていただければ一番よかったのですが、今も紹介がありましたように、この『中世の貴族』という展示会の私は実質的な責任を負わされたので、どうしても一度お前がやれということ、出てきたようなわけでございます。

実は最初に私が与えられた題目は「中世・近世の皇室と久我家」という、大きな題目であったのですが、とても短い時間で中世から近世までの皇室と久我家について全部お話をする訳にもまいりませんので、少し題目を限定して、展示をしてある文書の

中でも、他のお家には無い「当道座」の文書についての話、即ち「久我家と当道座」という題で話をさせていただきたいと思えますので、何卒ご了承願います。と申しますのは、今度「中世の貴族」ということで、久我家の家領荘園の文書を中心に展示しましたが、中世貴族の家領荘園に関する文書は、例えば摂関家の九条家にも残っておりますが、当道座という座の文書というのは他の家にはなく、これは久我家特有のものだからです。

一 当道座とは

「当道座」と云っても皆さんどなたもご存じないと思いますので、少し説明申し上げますと、先ず「当道」の「道」ですが、今でも茶の湯のことを茶道、生け花は華道とかといって「道」という字を使いますが、日本では古くからそういう専門技術を必要とするものを「何々道」といったようです。これは律令時代の昔から、天文観測などを行うことを「天文道」とか、占いやお祈りを専門とする陰陽師の「陰陽道」とか、法律なら「明法道」というふうなのがありますが、みな「何々道」といっております、「当道」というのは自分の専門としている道、技術ということですが、それがいつの間にか「当道」といえば久我家の持っている「座」を指すようになっていきます。

「当道」というのはどうかといいますと、これは皆さんに差し上げましたプリントの史料一①と番号の付いている所を御覧下さい。

史料一① 久我家文書 後奈良天皇綸旨（図録八一）

當道盲目法師座中事、

後白河院御宇以來御管

領云々、弥不可有相違之

由、

天氣所候也、以此旨可令

洩申給、仍言上如件、兼秀頓首

謹言、

天文三年十一月十六日左中辨藤（花押）奉

進上 左京権大夫殿

史料一①に「當道盲目法師座中事」というふうに書いてあるのでも判りますように、「当道」というのは目の不自由な方の座です。目の不自由な方は、昔は主として琵琶を弾いて、『平家物語』を語る。『平家物語』というのは盲目の琵琶法師によって語られていくというものであったようです。

実をいいますと「当道」のことについては、戦前に中山太郎という人が『日本盲人史』、『続日本盲人史』という本を書いておられますし、戦後になってからも筑波大学名誉教授加藤康昭先生の『日本盲人社会史研究』という詳しい研究があり、主要な論点は大体そこで述べられているので、私がいまさら申し上げることもないのですけれど、せっかく「久我家文書」として、僅か当道関係は三、四通しか展示する場所がなくて入っておらないのですが、非常に珍しいものですから、当道の話の少ししてみたいと思います。

二 繪旨とは

最初に申し上げておきますと、史料一①は「後奈良天皇繪旨」ですが、「繪旨」というのは天皇のおっしゃったことを蔵人という人が書きとって、その蔵人の名前を出された文書ですが、この現物をご覧になった方はよくわかりだと思っておりますが、薄黒いような紙に書いてあります。文書といいますが、白い紙に書くのが普通ですけれども、この「繪旨」といわれるものは薄黒い紙に書いてあります。なぜそうなるかといいますが、実はいま流行りの再生紙です。リサイクルといいますが、そういう紙です。白い紙に墨で書いたものを反故になりましたら、また全部それを集めてきまして、少し新しい材料も足すのですが、漉き返していいまして、もう一遍また紙に漉くわけです。そうするといくら細かく砕いても前の墨がどうしても残るので、全体が黒くなつていく、ねずみ色といいますが、昔は薄墨色ともいいましたけれども、薄い墨の色になります。これを「宿紙」といいます。このような宿紙に書かれた繪旨は、今回の展示の初め方にも「後醍醐天皇繪旨」がずらっと十何通並んだ「久我家重書一」というのもありますから、薄黒い紙に書いてある文書は、そういうふうにして漉き返し、いまでいうリサイクルの紙だということも覚えておいていただきたいと思えます。

八一号文書の年紀を見ていただきますと、「天文二年十一月十六日」付の文書であります。内容を申しますと、當道盲目法師座中の事、後白河院の御宇以来御管領と云々、弥相違あるべからざるの由、 天氣候ところなり、

此旨を以て洩れ申さしめ給ふべし、仍って言上件のごとし、兼秀頓首謹言、

これは後奈良天皇のおっしゃったことを、藏人廣橋兼秀が手紙にして、「左京権大夫」という右大臣久我通言に仕えている家司といわれている人に宛てて出したものです。われわれがだれかに手紙を出す時は、直接自分の名前を書いて宛先も相手の人の名前を書きます。このようなやり方を古文書学では「直状形式」と言います。しかし天皇を始め高貴な方は、この例では後奈良天皇が久我通言に宛てて直接、手紙を書かれることはありません。自分の家来に、こういうことを宛先の人に伝えよといって書かせて、それを相手のほうの家来に宛てて出す。これを「奉書形式」と云います。それで、私の主人がこう言っておりますから、お宅のご主人にこの旨をお伝えくださいというふうな文面になります。「此旨を以て洩れ申さしめ給ふべし」というのはそういうことです。

当道の話に戻しますと、この「後奈良天皇綸旨」の内容は、後白河院すなわち平安時代の末以来、久我家が当道盲目法師を管領して、ちゃんと支配をしているから、今後も久我家の当道座支配に相違はないと天皇がおっしゃった。要するに久我家の当道座管領を天皇が保証されたという文書でございます。なぜこの天文三年（一五三四）という年に後奈良天皇が久我家の当道座管領を保証されたのか、その背景に何があったのか、考えてみたいと思います。

久我家には文書は残っていないのですけれど、実はここに至るまでには相当いろいろな経緯があったのです。そのことがわかりますのが、加賀百万石で有名な前田さんの文庫である尊経閣文庫に『座中天文記』という本がございます。「凶録」の解説にも少しそのことは触れておきましたけれども、この『座中天文記』というのは、ちょうどこの「綸旨」が出される前後の事情について書いたものですので、以下この『座中天文記』によって話を進めていきたいと思っております。

三 『座中天文記』より見た綸旨発給に至る経緯

まずこれは天文三年十一月十六日付の綸旨ですが、それに先立つこと四十日くらい前、時の右大臣久我通言から当道座に対して、松村福一という人を当道座に復帰させるようにというふうに申し入れをしてきたわけです。この福一という人は、その前に当道座を「座外」すなわち座を追放されていたのです。「座」というのは一つの組合といいますが、一つの団体なので、当道の盲目の法師たち、琵琶を弾きながら『平家』を語るような人々は、皆この座に所属しているわけです。その組合を追放されたような形になっていたのです。ではなぜそうなったのかということをお話ししなければなりません。史料としてお渡ししてある「天

文三年座中次第」をご覧下さい。これは『座中天文記』によって私が作ったものでありますが、当道座というのはいくつ組織
になっているわけです。

史料 天文三年座中次第（『座中天文記』により作成）

惣検校 金山城見

◎二老 森岡祥一

三老 松崎天一

四老 竹島曼一

五老 宮城倫一

六老 奥村多一

七老 小嶋城銀

◎八老 富吉陽一

九老 福野井竺一

.....

◎ 高山左一

◎ 清滝代一

◎ 長岡唯一

◎ 高村順一

◎ 梅嶋眼一

◎ 島岡城喜（妙観派）

◎ 関澤増一

◎ 日牧城助

◎ 上山祝一

◎ 田寺喜一

◎ 在国上衆岡村城正（妙観派）

◎ 同右 福長城珍（妙観派）



久我家特有の芸道「当道座」
について語る今江廣道教授

同 右 安室理一

同 右 花澤城全(妙観派)

同 右 徳長花一

(◎は、新座に赴いた者、・・・以下は座次不明)

一番上の人が、惣検校、それから、二老、三老、四老、五老、六老、七老、八老、九老、本当は十老まであるはずですが、十老が見当たりませんので、九老までしか書いてありません。そのうちの「五老、宮城倫一」という人が『座中天文記』を書いている当事者です。宮城倫一の書いているところによりますと、天文三年から十五年くらい前の永正十六年、西暦でいいますと一五一九年、この頃の戦乱を避けてかどうか判りませんが、検校の長松等一という人が周防国へ下っていったんですが、少し経ってその等一が向こうで死んだという噂が流れるのです。そうしますと先程話した福一が、等一が死んだらその弟子は自分が受け継ぐことになっているので、弟子を全部私の方につけてもらいたいと主張します。それに賛成する人と賛成しない人と、いろいろ意見が分かれていたと書いてありますが、それから二年して、等一が無事に帰ってくるのです。そして福一との間にそんな約束はありません。だから久我家が当道座安堵の論旨を貰うよりも十三年前のことです。それが大永元年、一五二一年という年であります。

その翌年の大永二年六月に、久我家から福一を座に戻してやってくれという申し入れをしております。その間にいろんな政治勢力を使ったりしているようですが、結局一六二六年、大永六年、長松等一は、今度は本当に死にます。やはり福一は前の主張を繰り返すのですが、しかしその福一の主張は認められないで、先程の「天文三年座中次第」でいきますと、終りのほうに「在国上衆」というのがありますが、その一つ手前に「田寺喜一」という人がありますが、この人が等一という人の直弟子だし、この人が等一の弟子を今でいう相続するのが良い、ということが座の総評定で決めたというふうに書いてあります。それが大永六年三月九日であると、その日付までわかっています。ところが久我家では、当道座は自分の家の支配、当時の言葉で「進退」といいますが、であるのに福一を帰座させないで、自分の命令に従わないのだから、当道座を闕所にする、等一の跡をだれにも継がせないようにしてしまえということを訴訟したりしています。

一方当道座の方としては、それでは困るので、福一はこういう悪いことをしておりますという書き立てて、幕府に訴えます。しかし幕府はそれから一ヶ月後、喜一に相続を認めるという当道座の総評定の決定を覆して、幕府は等一の遺跡を福一に

継がせるといふ決定を下します。わかりにくいので関係者を書きますと、等一の弟子を福一が受け継ぐか、この喜一が受け継ぐかということ。結局、弟子の相続争いみたいな形になっているわけです。座のほうの意向としては、喜一が正当な継承者であるというのですが、福一には久我家がついているわけです。この決定、大永六年の五月三日の幕府の裁定では、福一に相続させるというのですから、要するに幕府は、久我家と福一に応援しているようなことになりました。福一は座に戻ることを許され、今度は逆に喜一が座を追放される、座外に処せられるということになります。弟子の奪い合いから座を追放されたり、戻ったりということが盛んに行われます。

実をいうと大永六年（一五二六）という年は、いわゆる戦国時代は実質的にはここから始まったと言われている年です。私はその辺の専門ではありませんが、普通「応仁の乱」からといっては、実質的に全国的にあちこちで戦争が始まるのは、どうもこの大永六年の頃の細川家の内紛かららしいのです。それまで細川高国という人が京都を牛耳っておったのが、細川晴元と争って敗れ、その結果、高国が京都を落ちのびざるを得なくなり、代わって晴元はまだ大阪の南のほうの堺にいます。要するに幕府内部の政権交替が行われたわけですが、政権を担当する人のところに願ひ出て、自分のほうが正当だといわゆる御墨付を貰った方が勝ちなので、お互いに運動しただろうと思うのです。だからこの福一も細川晴元に下知をもらったというふうな噂が流れるのですが、当道座側でも細川晴元にちゃんといわゆる「わたり」をつけて、等一の遺跡を喜一が相続するという、大永六年の三月九日の当道座の評定の決定を認めるといふ御墨付を貰います。それによってまた今度は、福一が座外、座を追放され、喜一が戻るといふ形になります。

そういうふうなことを何回か繰り返しているわけですから、先程申しました天文三年十月六日、すなわち史料一①の「繪旨」が出る四十日ほど前、久我家が福一の帰座を申し入れているのには、このような十数年にわたる福一・久我家と当道座とのいろんな経緯があったのです。その争いの基は、等一という人の弟子を喜一が取るか、福一が取るかという、弟子の相続争いであつたわけですが、喜一を正当とする当道座は、福一というのには前にも嘘をついて等一の弟子を取ろうとした、そういう不屈きな者を座に復帰させることはできないというので、当然のことながら、久我家の申し入れを拒否します。それが十月十五日で、それを聞いた時の右大臣久我通言は非常に立腹したと『座中天文記』には書いてあります。すぐその翌日の十六日には史料一①の「繪旨」を久我家は貰っているのです。そして久我家はこの繪旨の下賜を楯に、即日、次の二点を当道座に申し入れています。すな

わち、あくまで福一の帰座を拒否するなら、惣検校金山城見を改易、すなわち惣検校の座から降ろして、別の人を惣検校にするということ、「渡物」を久我家に取り上げるということの二点です。

四 渡物

「渡物」というのは、先程申し上げました加藤康昭博士の解説によりますと、要するに「取り分」だと書いてあります。どういふことかといいますと、これは朝廷の官職位階もこの頃になるとそうなんです。例えば、位を一階上げてもらうとか、官職に就けて貰うとか云う時には、一定のお金を差し出す、いわゆる買官、買位と言われていますけれど、そういうのがこの頃には普通なのです。だからどのくらいの官職位階にはどれだけ出すというふうに決まっておるのですが、どうも当道座もそうであつたようです。「座中次第」にも書いておきましたように、惣検校のほか、一老・二老・…は二老検校・三老検校・…という意味ですが、ここに名前を挙げた人は検校という位を持っている。皆さんがよくご存じなのは『群書類従』を編纂、刊行した塙保己一も塙検校保己一なのです。そのほかに座頭だとか勾当だとかの階級があり、一つずつ階級が上がる毎にお金を出すわけです。今はどうか知りませんが、私の知ってるのでは、お茶やお花なんかでも、初伝から中伝へ、中伝から奥伝へと上がっていく毎に、やはりいくらかお金を出すということが、私の子供の頃にありましたけれども、それと同じです。その師匠に当たる人が一定分を自分の手元へ置いて、残りをその上部へ上げていくと、最後に座の運営費もいりますから、最終的には座に納まるのでしようが、その途中でそれぞれの関わった人が少しずつ取っていくというふうな形になっているのではないかと思います。朝廷の官職の場合は「官途成」の「官金」とか「礼金」とか書いてますが、「渡物」というのもそういうものではなかったかと思うのです。そういう渡物を徴収する権利といいますが、それを久我家に取り上げるぞというわけです。そうすると、検校とかいう人も、そういう権利をみんな久我家に取られてしまったのでは、自分たちが立ち行かなくなりそうですから、それは困ったということになるわけです。じゃあしようがないから久我さんの言うことを聞こうかという人と、いやそれはあくまで久我さんに対抗すべきだという人と、二派に分かれてしまうわけです。

五 当道座の分裂と新座結成

史料の「天文二年座中次第」で◎印にいたしました分が、久我さんに従おうと言った人たちです。久我さんのおっしゃる通り

にしますから、われわれの権利も認めてくださいという一派です。お互いに自分のほうが本座、相手方を新座とっていますが、要するに二つに分かれるので、一応久我家さんに附いた方を、あとの経緯からいって新座というふうにしておきました。だから◎印にした人が二分されたときに新座になった方です。そうすると新座の人が、ここでは検校が十三名、それ以下の人も随分おりました、『座中天文記』には百五十四人と書いてありますが、本座に残った人が、これは検校は十一人ですが、その下の方が多く二百七十人、従って当道座のいわゆる座頭、勾当と云う人達まで含めて全部で四百二、三十人の団体であったようです。「渡物」といわれる役職に就くときの礼金徴収の権利をめぐる争いです。先程の福一と喜一の弟子の取り合いというのも、弟子が座頭から勾当へ上がって行く時に納める礼金の一部が自分の懐に入るわけですから、要するに経済的なことであるだろうと思われ

六 当道座の対応

久我家さんは史料一①の「論旨」を楯に、当道座に申し入れをするわけですが、どうも久我家さんは当道座には、自分は論旨をもらったということは言うのですが、今展示してあります「論旨」そのもの、論旨の現物は見せていないようです。それで当道座ではいったい論旨の中身には何が書いてあるのかわからない。それで奥向きを通じて様子を探るわけです。ちょうどいいことに先程もいいましたが、田寺喜一のいつも伺候しているのが後奈良天皇のおばあさんに当たる南御所といわれる人で、実名を確かめてこなかったのですが、その人を通じて論旨の内容を知ろうとするわけですね。

それに対してさっそく報告してもらったのが史料二①です。
史料二① 『座中天文記』（野村本）（中山太郎『続日本盲人史』五六頁ヨリ）
二十一日御文

けさ参り候て申入候とをり、大里へ御申わたらせおわしまし候へは、十六日こが殿よりんしの御事被申候ほとに、かやうの事は、大里様としては、よくもしろしめし候はぬ御事にて候へつれとも、後白河の院様より、こが殿にしさい御入候事候ほとに、さらにまきれ候はぬよし、かんろじ殿、大里様へ御申入候程に、さやうに候はゞ、後しら河のゐん様の御ときのれいにまかせてと、御ほせいたされ候との御返事候、ご中のしさいをしろしめされ候はて、御申かすめ候ま、此ふんに候事とせうしに覚しめし候、今ちととく申入候はて、心よりほかにおほしめし候よし、心え候て、わたくしより申との御事にて候、またしつかにしこう申され候へく候、かしく、

き一けんげふへ まいらせ候、

ゑい玉庵（南御所の中老也）

これは二十一日付です。「綸旨」は十六日ですから、直ぐに調べてもらったことになります。「二十一日御文」は南御所に仕えて
いるお中老「ゑい玉庵」という人が南御所の意向を受けて書いたものですが、「大里様」と書いてあるのは実は内裏、天皇のこ
を指します。その天皇は、久我家が当道座の支配をしているということをやあまりよくご存じなかつたんです。「よくもしろしめし
候はぬ御事にて候へつれとも」とあるのがその部分です。

そこで助け船を出したのが「かんろじ殿」、この時は権大納言甘露寺伊長という人ですが、その人が後白河院の頃からずっと久我
さんが当道座のことを支配しておられますという、いわば保証するわけです。それを聞いた天皇が、うん、それならば後白河院
の時のようにやってよろしいということから「綸旨」が出されたんだと、簡単に申し上げればそういうこととございます。

それでもまだ「綸旨」の内容を、今われわれならプリントでパッと見られるのですが、史料一①の「綸旨」をまだ当道座には
わからないのです。この返事をもらったらすぐまた「綸旨」にどういう文言が書いてあるのでしょうかと尋ねたようですが、そ
うすると翌日二十二日にまた手紙がちゃんと来るわけです。

史料二② 『座中天文記』（野村本）（中山太郎『続日本盲人史』五七頁ヨリ）

二十二日 御文

こが殿より、りんしを御申につきては、けふ日ろはし殿遊ばし出し候ほどに候、りんしのもんごんをたづねまいら
せられ候て候へば、かやうに日ろはし殿よりあんもんまいり候、此りんしのおもむきは、こか殿くわんれいとのお
事にて候ほどに、ふく一事にはか、わらぬ事にて候、さ候につきては、ざ中ばらのことくに、こが殿への申やう、
申わけられ候へく候よし、申とて候、

き一けんげふへ まいらせ候、

最初に「こが殿より、りんしを御申につきては、けふ日ろはし殿遊ばし出し候ほどに候、りんしのもんごんをたづねまいらせら
れ候て候へば、かやうに日ろはし殿よりあんもんまいり候、」とあります。「日ろはし」というのは先程申しました史料一①に「兼
秀頓首謹言」と書いている広橋兼秀なのですが、この人は実際に「綸旨」を書いたものですから、こういうふうに書きましたと
いう写しを南御所に差し上げて、それを当道座がもらうという形になり、この時に初めて当道座は綸旨の内容を知るわけです。

また「此りんしのおもむきは、こが殿くわんれいとの御事にて候ほどに、ふく一事にはか、わらぬ事にて候」と書いてあります。だからどうも当道座としては、先程から何度も出てきます福一が、等一の弟子を相続することを許されたのではないか、どうもそこら辺の心配をしていたのでは、と考えられます。ここにわざわざ「ふく」ことにはか、わらぬ」、内容的にそのことについては書いてないということ聞いて、恐らく当道座は安堵したのだろうと思うのです。綸旨というのは先程から言っていますように天皇の仰せ、命令ですから、その綸旨の中に福一に等一の遺跡を継がせろというふうな文言でもありますが、これは天皇の命令ですから、拒否するわけにいかないからです。だからどうも「綸旨」の中にそういう福一に関連することがあるかどうかということも、聞いていたのではないかと思われまます。当道座が何を心配していたかということが、ある程度推定できるような文言です。

さらに史料二③という「女房奉書」が出ます。

史料二③ 『座中天文記』（野村本）（中山太郎『続日本盲人史』五七頁ヨリ）

こがより申され候りんしは、くわんれいはかりのことにて候ほどに、さらにぎ中の事はしろしめし候はず候、しぜんりんしによりて、とかくぎ中の事をこがよりさばき候て候はゞ、さういしたる事に候やうに候、昨日も此御所よりと申入のごとく、たゞぎ中ありつきたるやうに被仰候、此御所にはしろしめし候はず候よし申候、かしく、

女房奉書というのは、天皇のご意向を今度は女房が承って書く。大体散し書きという形式で書いてありますが、これは現物は残っておりません。先程申しました『座中天文記』にしか見えないものです。それには「こがより申され候りんしは、くわんれいばかりのことにて候ほどに、さらにぎ中の事は、しろしめし候はず候、しぜんりんしによりて、とかくぎ中の事をこがよりさばき候て候はゞ、さういしたる事に候やうに候、」と書いてありまして、先程の前の手紙の福一云々のことと考え合せますと、女房奉書で保証したのは、久我さんというのは当道の管領です、当道座を支配するということとを許したのであって、座中のいざこざ、いつてみれば福一と喜一のどっちに遺跡を渡すかとか、そういう座中のことについては久我さんが裁くのは綸旨の趣旨ではないということを書いてあるわけです。このことを先程申しました『日本続盲人史』の中で中山太郎さんは、「久我家に賜りし綸旨は管領という名のみを与えしものにて、座中の事には関知すべき権限なく云々」というふうに書いておられるのですが、久我さんが当道盲目法師の座を管領するということは重要なことで、名のみ与えるということではないのです。そういうことをいろいろ

考えますと、中山さんはこの論旨を軽く見ておられるようですが、私はもっと重視していいのではないかと思っています。

当道座では、後白河院以来当道座を管領しているというのは、天皇から論旨を貰うために言い出したことで、それ以前は一度もなかった。嘘を言っているのだというようなことを「座中天文記」では書いているのですが、先程も申しましたように、これより十数年前にすでに久我さんは当道座に対して福一を帰座させてやってくれということをやっているのですから、いかに久我さんが時の右大臣で、摂家に次ぐ清華という家柄だといっても、全然根拠もなく当道座に対して福一を復帰させるといようなことは言えない筈で、何らかの根拠があったのだらうと思います。もちろん中山太郎さんも、別のところでは「城玄という人が久我家の出身だ」というふうに書いておられますから、そういうことがあったのかも知れないと思うのです。

先程の「座中次第」の名を見ていただくと、上に「城」という字が付いた人と、下に「一」の字が付いた人があります。前者を「一方」、後者を「城方」いいますが、久我さんから出た城玄という人は、「城方」の祖といわれている人です。

時間がなくなってきましたので、詳しくお話することはできませんが、この「論旨」をもらった天文三年（一五三四）十一月からちょうど一年後の天文四年十一月には史料一②の「室町幕府奉行人連署奉書」を久我家は貰います。

史料一② 久我家文書 室町幕府奉行人連署奉書（図録八三）

「久我右大臣家雑掌 前河内守貞□」

盲目法師座中事、

後白河院御宇以来帯 論旨

以下證文進止之上者、弥可被

官領、若於企新儀輩者、爲

本所可被成敗之由、所被仰下也、

仍執達如件、

天文四年十一月六日

左衛門尉（諏訪暗長）（花押）

前河内守（治部貞兼）（花押）

久我右大臣家雑掌

これには「弥（いよいよ）官領せらるべし」とあって、室町幕府も久我家の言い分を認めておりますし、さらに「もし新儀を企つる輩

に於いては、本所として成敗せらるべき由、仰せ下さるるところなり」とあって、先の女房奉書では認められなかった座中の成敗権も幕府は認めています。それから十年ぐらいたって天文十五年、史料四もまた室町幕府が久我家の当道座管領と座中成敗を認めています。

史料四 久我家文書 室町幕府奉行人連署奉書（図録八四）

「久我家雜掌 大和守堯連」
（飯尾）

盲目法師座中事、近年申結

子細在之時、背本所命、相語權門、企

新儀所行云、太無謂、所詮、於向後、至

彼座中相論出來者、爲家門被遂

糺明、一途可被申付之、猶以不能承引

輩者、任去天文四年御下知之旨、堅可

被加成敗之由、所被仰下也、仍執達如件、

天文十五年十一月十五日 左衛門尉（花押）
（諏訪晴長）

大和守（花押）
（飯尾堯連）

久我家雜掌

これは支配が先程言ったように政変があつて幕府方の政権が少し変わるもので、それで両方からもらったのではないかと思つております。

先程から申している問題の福一という人については、史料三に見えます。

史料三 『二水記』（にすいぎ）（大日本古記録 一）

永正十四年五月七日 罷向庭田（重親）亭、（中略）福一建業（検校）語平家、無双之音声也、

『二水記』というのは鷺尾隆康という人の日記ですが、その永正十四年五月七日条に「福一建業（検校）語平家、」とあります。この永正十五年五月というのは、始めの方でお話した長松等一が周防国に下向する一年半ほど前のことです。それはともかく「無双之音声也」とあって、非常に声のいい人であるという。だから当時の十老に入るような人というのは、美声であつただ

ろうと思うのです。だからこういう福一の招かれた庭田家というのは権大納言まで昇る家ですが、そういう貴人の家へも招かれて『平家』を語っており、このほかにも『二水記』だけでもあと数回出てまいります。そういうふうな人であるということもご紹介しておきます。

七 その後の久我家と当道座

それから今日は時間がなくて触れられませんが、このあと数年して京都に「天文法華の乱」というのが起こります。法華宗が延暦寺と戦うわけですが、先程言った新座方の人は法華宗と結びましたが、法華宗が負け、新座もバックの一つを失ったことになり、結局、新座、本座を解消してまた元に戻らざるを得なくなるのですが、これが天文六年です。本、新座、元のごとくに一座になります。その時に久我家は巻数を奉るのみで、座法、当道座の内部のことには口を出さないというようなことも、本・新座の和睦の条件になっていたようです。その資料を最後にして『座中天文記』の記述は終わってしまい、その後の詳しいことはわかりません。

江戸時代になりました、寛文年間にまた問題が起こり、当道座と久我家の間で争いになります。天文の時は三年ほど久我家は当道座と争ったのですけれども、少し分が悪かったのですが、江戸時代の時には幕府がいろんな事情からバックアップしてくれましたので、久我家の言い分が通ります。だから、恐らく江戸時代には久我家は当道座から、先程の「渡り物」というのか「渡し物」というのか知りませんが、上納金が入っていたのだろうと思います。

今週の土曜日『中世の貴族』の展覧会のオープニングセレモニーをやった時、先程安藤課長からご紹介がありましたように、女優の久我美子さん、本名久我美子というのですが、私は役目柄で久我美子さんをずっと会場を案内して、多少説明もしたのですが、そうしたら当道座のそこへきましたら、「あっ、そうですね、父の時代まではお琴の生田流の免許状に押す判子が家にありました」というようなことをおっしゃっていましたから、少なくともいつ頃かまではそういう芸道に関連することをしておられたのだろうと思います。一応盲人の座は明治の初めに解散ということになりますので、公的にはそこから久我家の手は離れるわけですけど、江戸時代を通じてずっと当道座というのだけは続いていきます。

そういうことをお話ししまして、今日の私の拙いお話を終わらせていただきます。どうもご静聴ありがとうございました。